

三総第 266 号の 2
令和 5 年 1 2 月 5 日

阪神土建労働組合
執行委員長 [REDACTED] 様
阪神土建労働組合三田支部
支部長 [REDACTED] 様

三田市長 田村 克也



建設労働者・職人の賃金、労働条件の改善と地元零細業者の仕事確保と
不況対策に関する要望書について（回答）

寒冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 9 月 29 日受付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 「住宅リフォーム助成制度」は経済波及効果があり、地元の建設業者にとって営業ツールとして利用できる制度です。さらに、地元中小零細事業所及び個人事業主の育成にも繋がり、市民と業者を元気にさせて、安心・安全な街づくり・住まいづくりを推進できる住宅リフォーム助成制度を創設して下さい。（産業政策課回答）

三田市における現在の住宅リフォーム助成制度につきましては、旧耐震住宅の耐震化の促進を目的とした「三田市わが家の耐震改修促進事業」、空き家の有効活用及び地域活性化のための「三田市空き家リフォーム補助金」、福祉施策として「三田市高齢者住宅改造費助成事業」を実施しております。また、令和 5 年度からは「三田市結婚新生活支援事業」を開始し、住宅の取得や賃料、引っ越し費用のほか、リフォーム費用も助成の対象としております。

なお、「三田市高齢者住宅改造費助成事業」につきましては、市内業者の利用を促進するため、市内業者を利用した場合には助成額を 10%（上限 5 万円）加算することとしており、令和 4 年度の市内業者利用実績は、13 件中 7 件となっております。

現在、それぞれの目的に応じて各事業を実施しているところですが、住宅リフォーム助成制度につきましては、既存事業の検証なども含め継続的に検討を行いながら、適切な制度運用を図ってまいります。

- 2 多くの業界で人材不足が危惧されていますが、建設業界でも 2025 年問題に直面しており例外ではありません。国交省の資料によると、建設業就業者は 55 歳以上が約 34%、29 歳以下が約 11% と急速な高齢化が進み、働き手が約 90 万人不足すると言われております。地域の建設職人は、社会資本整備の担い手であると共に、昨今頻発する自然災害時に最前線で地域の安全・安心の「守り手」として多大な役割を果たしています。未来ある若者にとって魅力ある職業とするためには、賃金面の最低基準を条例によって保障する公契約（法）条例の制定が必要不可欠であり、まずは公共工事から建設業界で働く環境や条件の改善を進め、そこから民間へと波及させる事が、

現従事者はもとより将来の担い手にとって魅力的な職業になってくることから公契約（法）条例の制定に前向きな検討をお願いします。（契約検査課回答）

三田市の工事請負契約書では第1条にて法令遵守の条項を設け、労働基準法、最低賃金法等労働法規を含む法令を受注者が契約履行の際に遵守するよう規定をしております。加えて、労務管理を含めた適正な価格にて発注できるよう請負工事・委託業務の一部においては、入札執行にあたり最低制限価格を設定しております。

本年1月から、請負工事においては国の最新算定モデルへ切り替え、最低制限価格の引き上げを行い、また、建設コンサル等工事を伴う委託業務においても新たに最低制限価格を設定し、不当に安い価格での取引を阻止する、ダンピング対策の強化を図っております。

最低賃金の上乗せ等を行う賃金水準を定める方策につきましては、最低賃金法との関連を踏まえた全国的な判断で行うべきであると考えております。現時点では三田市独自の公契約条例の制定は考えておりませんが、雇用される労働者賃金等の労働条件や環境が適正に確保されることの重要性は十分に認識しているところであり、国・県・近隣自治体の動向や条例制定自治体の効果状況等、公契約条例等例規整備の在り方について引き続き研究を行ってまいります。

3 アスベスト含有建材に関する調査と除去費用の助成について

既存建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、民間建築物に対するアスベスト除去等の補助制度があります。現在、神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市など兵庫県内の一部の市では実施されておりますので、三田市でも補助制度を創設してください。

（審査指導課回答）

三田市における吹付けアスベストの飛散防止対策につきましては、リフォーム工事や解体工事等に伴う市民や関係方々の健康障害の防止を目的として取り組んでいるところです。現在は国からの助言等に基づき、使用実態の把握の為の民間建築物に係るアスベスト調査台帳の整備を行っており、不特定の者が利用する小規模建築物につきましては、台帳整備の為のアンケート調査を完了し、吹付けアスベストの存在は確認されておられませんので、補助制度も創設しておりません。

引き続き、市内民間建築物における吹付けアスベストの使用実態の把握に努め、適切な吹付けアスベスト飛散防止対策に必要な措置について検討を重ねてまいります。

4 公共工事等の入札における「入札等参加資格審査申請書」の審査項目に建設キャリアアップシステム（CCUS）の項目を追加してください。また、現場等において建設キャリアアップシステムの普及促進に向けてご尽力願います。（契約検査課回答）

建設キャリアアップシステムにつきましては、建設業の技能者の経験や職歴等の登録により、技能者の処遇の向上や将来の技能者確保につながっていくため、本システムの重要性と必要性は十分認識しております。

一方で登録の手間や費用等の課題もある中で、都道府県等においては入札参加資格審査に反映していく事例もあり、多くの小規模工事を発注する市においては、地域における中小事業者の登録を推進していくことが大切と考えております。

現在は、事業者等へ昨年度から窓口に設置している案内チラシの配布や窓口での案内等により周知を行い普及促進に努めているところです。

「入札等参加資格審査申請書」の審査項目への追加につきましては、地域での普及状況、近隣自治体での反映効果等を注視しながら引き続き研究を行ってまいります。

<問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。